「離婚de親権ゼミ女と男の法律学９」出版！

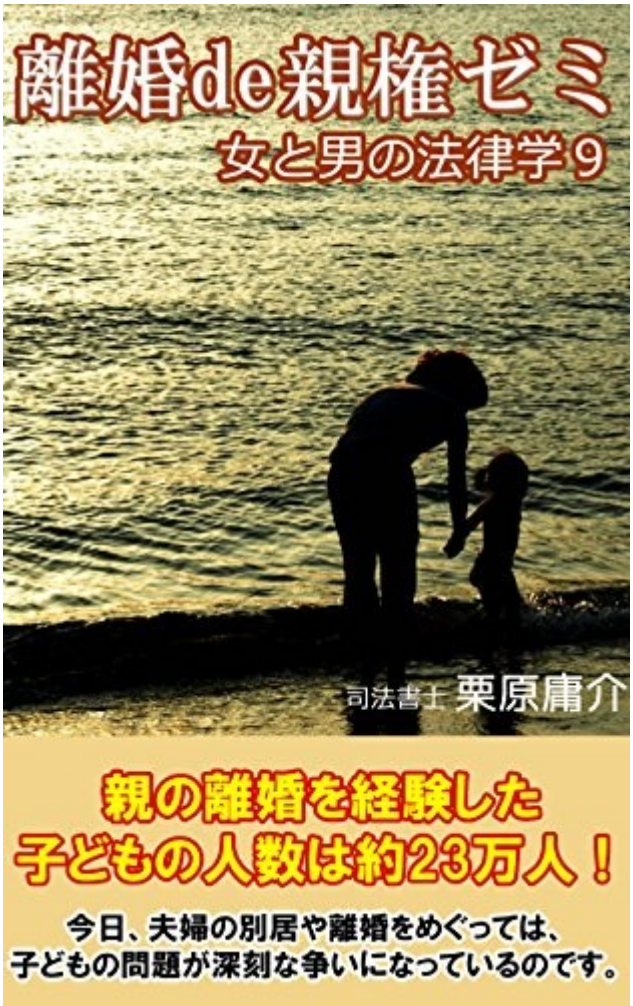

司法書士の栗原庸介は、Amazonのkindle対応の電子書籍として
「離婚de親権ゼミ女と男の法律学９」
を出版しました。

※電子書籍の販売サイト（無料サンプルも見られます）

amazon

https://www.amazon.co.jp/dp/B06XNP7SGG/

【内容のご紹介】

「女と男の法律学」シリーズも、
番外篇も数えるとこれで10冊目となります。
既に、離婚だけで７冊もの電子書籍を上梓しております。
離婚事件はそれだけ奥が深いということでしょうか。

さて本書でも、
離婚における未成年の子どもの問題を取り上げます。

2013年、離婚件数は約23万組にも達し、
婚姻件数である約66万件と比較すれば、
実に３組に１組が離婚している、
ということは既にご案内のとおりです。

さて、このうち、
未成年の子どもがいる離婚はなんと６割にも達します。

親の離婚を経験した子どもの人数は約23万人。

少子化で子どもの数自体が大きく減少する中、
親の離婚を経験する子どもの数は
人口100人当たり１人いる計算。
2000年以降急増しています。

日本は裁判の件数全体は緩やかに減少しているのに、
家事事件の数だけは近年急増。
家庭裁判所が際立って忙しくなっています。
さらに詳しく見ると、特に事件数の増加が著しいのは
子の引渡しや面会交流といった、子どもに関する事件です。

この国は本当に大丈夫なのかと心配になるデータです。
今日、夫婦の別居や離婚をめぐっては、
子どもの問題が深刻な争いになっているのです。
お金で解決できない分、争いはより先鋭化する傾向にあります。

・そもそも親権とは何なのか。
親権者の義務と権利は？

・18歳のなな子が、
東京の大学に進学して一人暮らしをしたいと言っている。
親権者であるななみは、
それを許さずなな子を地元に住まわせることができるか。

・５歳児の息子Aが何度注意してもいたずらをやめないので、
怒った父Bは息子Aをゲンコツで殴り、
罰として半日部屋に閉じ込めて遊ばせないようにした。
父親Bの行為は刑法に触れるか？

・離婚事件で、家庭裁判所は親権者をどっちにするか
どういう基準で決めているの？

・家庭裁判所調査官の「親権調査」って、
どんなことを調査するの？
傾向と対策は？

・フレンドリー・ペアレント・ルールって何？

答えはすべて本書の中にあります！
本書で、離婚に伴う子どもの問題、
特に親権について真剣に考えていきましょう！

※本件に対するお問い合わせ先
司法書士 栗原庸介
kuririn1228@hotmail.co.jp

著者 オリジナルサイトはこちら
http://kuririn.info/

Generated by ぷれりりプレスリリース
https://www.prerele.com